

25消安第3055号  
25林政経第298号  
平成25年9月13日

岡山県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長  
林野庁林政部経営課長

スギヒラタケの摂取について

スギヒラタケについては、平成16年に急性脳症を疑う事案が発生した後、摂取を控えるよう毎年採集時期に注意喚起を行っています。また、これまでに行われた研究によって、スギヒラタケに含まれる成分が急性脳症発症の原因となる可能性を示唆する結果が得られています。農林水産省では、新たに得られた知見をもとに、今後、原因物質や発症メカニズムに関する情報を提供してまいります。

本年もスギヒラタケの採集時期を迎えるにあたり、スギヒラタケの摂取を控えるよう、貴職におかれましては、県内衛生部局と連携を図りつつ、食用の特用林産物の関係機関、団体及び関係者への周知方よろしくお願ひします。

なお、スギヒラタケの特徴、主な関係機関の連絡先及びQ&Aについては林野庁のホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/sugihira/index.html>) に掲載して情報提供を行っていますので、参考としてください。